

資料編

資料1 計画の策定経緯

資料2 委員名簿

資料3 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法

資料4 関連するデータ等

- 4-1 人口・世帯数の動向
- 4-2 産業別就業者数の状況
- 4-3 農家戸数の推移
- 4-4 事業所数等の推移
- 4-5 従業者規模別事業所数と従業者数
- 4-6 商業(事業所数・従業所数と年間商品販売額)の推移
- 4-7 所有別森林面積と蓄積の推移
- 4-8 経営耕地面積の推移
- 4-9 茶園面積の推移
- 4-10 家庭ごみ収集量の推移
- 4-11 資源回収量(古紙類・古布)の推移
- 4-12 使用電力量等の推移
- 4-13 大気質調査結果の推移
- 4-14 河川水質調査結果の推移

資料5 用語解説

数字・アルファベット

- ア 行
- カ 行
- サ 行
- タ 行
- ナ 行
- ハ 行
- マ 行
- ヤ 行
- ラ 行

資料1 計画の策定経緯

| 年月日 | 項目 | 内容 |
|-------------------------|-----------------------|---|
| 平成25年3月18日 | 環境審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全計画の策定について諮問 ・現行計画の概要と取組状況 |
| 平成25年5月9日 | 第1回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の概要と取組状況 ・第1章 計画の基本的事項について ・第2章 宇治田原町の環境を取り巻く状況について ・第3章 宇治田原町環境保全計画の基本構成について |
| 平成25年6月27日 | 第2回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4章 各環境分野における基本目標と取組みについて |
| 平成25年8月11日 | 住民座談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の環境保全について思うこと(10年後の将来像等) |
| 平成25年8月11日 | 第3回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4章 各環境分野における基本目標と取組みについて |
| 平成25年10月3日 | 第4回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)について ・第6章 数値目標の設定について ・第7章 計画の推進について |
| 平成25年11月28日 | 第5回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2期環境保全計画(素案)について |
| 平成26年1月6日～ 平成26年2月5日 | パブリックコメント (住民意見募集) | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施 |
| 平成26年2月28日 | 第6回 策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・環境保全計画案について |
| 平成26年2月28日 | 環境審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会から答申 |
| 平成26年3月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全計画の策定 |

資料2 委員名簿

(1) 宇治田原町環境審議会委員

| | |
|------------|--------------|
| 北川 秀樹 (会長) | 阪本 伊三雄 (副会長) |
| 浅田 清晴 | 芦原 昇 |
| 今西 峰和 | 田和 弘子 |
| 露木 喜代美 | |

(2) 宇治田原町環境保全計画策定委員会委員

| | |
|------------|------------|
| 北川 秀樹 (会長) | 芦原 昇 (副会長) |
| 阪本 伊三雄 | 今西 峰和 |
| 露木 喜代美 | 奥村 友章 |
| 小竹 康樹 | 辻井 和文 |
| 武光 八重子 | 中田 博美 |
| 山中 茂治 | |

資料3 温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の算定方法

各部門における温室効果ガス(CO₂)排出量の算定は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版(平成22年8月 環境省)」に基づき、本町の特性を踏まえた上で設定しています。

| | | 計算式 |
|------|--------|--|
| 産業部門 | 農林水産業 | 京都府の農林水産業炭素排出量÷京都府の従業者数×宇治田原町の従業者数×排出係数(44÷12) |
| | 建設業・鉱業 | 京都府の建設業・鉱業炭素排出量÷京都府の従業者数×宇治田原町の従業者数×排出係数(44÷12) |
| | 製造業 | 京都府の製造業炭素排出量÷京都府の製造品出荷額等×宇治田原町の製造品出荷額等×排出係数(44÷12) |
| 家庭部門 | | 京都府の家庭部門炭素排出量÷京都府の世帯数×宇治田原町の世帯数×排出係数(44÷12) |
| 業務部門 | | 京都府の業務部門炭素排出量÷京都府の床面積×宇治田原町の床面積×排出係数(44÷12) |
| 運輸部門 | 自動車 | 京都府の自動車車種別炭素排出量÷京都府の自動車車種別保有台数×宇治田原町の自動車保有台数×排出係数(44÷12) |
| 廃棄物 | | 宇治田原町の焼却処理量×全国平均合成繊維比率(0.028)×排出係数(2.29)÷1000 |

出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版

資料4 関連するデータ等

【資料4-1】人口・世帯数の動向

(推計)

| | 世帯数(戸) | 人口(人) | | | 一世帯当たり人口(人) |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| 昭和35年 | 1,536 | 7,937 | 3,954 | 3,983 | 5.17 |
| 昭和45年 | 1,535 | 6,991 | 3,480 | 3,511 | 4.55 |
| 昭和55年 | 1,668 | 7,180 | 3,560 | 3,620 | 4.30 |
| 平成2年 | 2,058 | 8,316 | 4,123 | 4,193 | 4.04 |
| 平成12年 | 2,681 | 9,840 | 4,805 | 5,035 | 3.67 |
| 平成17年 | 2,929 | 10,060 | 4,913 | 5,147 | 3.43 |
| 平成22年 | 3,097 | 9,711 | 4,798 | 4,913 | 3.14 |
| 平成23年 | 3,133 | 9,656 | 4,783 | 4,873 | 3.08 |
| 平成24年 | 3,160 | 9,564 | 4,744 | 4,820 | 3.03 |

資料：宇治田原町統計書

【資料4-2】産業別就業者数の状況

| | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 | 就業者数 | 構成比 |
| 第1次産業 | 431 | 9.0 | 400 | 8.0 | 414 | 8.6 |
| 第2次産業 | 1,610 | 33.9 | 1,562 | 31.2 | 1,589 | 32.9 |
| 第3次産業 | 2,715 | 57.1 | 3,012 | 60.2 | 2,821 | 58.5 |
| 分類不能の産業 | - | - | 29 | 0.6 | - | - |
| 合計 | 4,756 | 100.0 | 5,003 | 100.0 | 4,824 | 100.0 |

資料：宇治田原町統計書

【資料4-3】農家戸数の推移

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農家戸数(A) | 719 | 697 | 616 | 528 | 504 |
| 登録世帯(B) | 2,058 | 2,313 | 2,783 | 3,097 | 3,312 |
| 農家世帯比率(A/B) | 34.9 | 30.1 | 22.1 | 17.1 | 15.2 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－４】事業所数等の推移

| | | 平成 3 年 | 平成 8 年 | 平成 13 年 | 平成 18 年 | 平成 21 年 | |
|---------------|-------------|--------|--------|---------|---------|---------|-------|
| 総数 | 事業所数 | 507 | 499 | 464 | 428 | 484 | |
| | 従業者数 | 4,060 | 4,756 | 4,707 | 4,682 | 5,458 | |
| 民 営 | 個人 | 事業所数 | 334 | 300 | 253 | 223 | 216 |
| | | 従業者数 | 1,172 | 984 | 774 | 705 | 658 |
| | 法人 | 事業所数 | 148 | 171 | 186 | 180 | 245 |
| | | 従業者数 | 2,625 | 3,453 | 3,777 | 3,686 | 4,522 |
| | うち 会社 | 事業所数 | 116 | 139 | 156 | 146 | 209 |
| | | 従業者数 | 2,380 | 3,242 | 3,603 | 3,458 | 4,235 |
| | 法人でない 団体 | 事業所数 | 2 | 3 | 2 | 2 | - |
| | | 従業者数 | 3 | 4 | 5 | 46 | - |
| 国及び地方公共 団体 | 事業所数 | 23 | 25 | 23 | 22 | 21 | |
| | 従業者数 | 260 | 315 | 151 | 275 | 272 | |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－５】従業者規模別事業所数と従業者数

| | | 平成 3 年 | 平成 8 年 | 平成 13 年 | 平成 18 年 | 平成 21 年 |
|---------|------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 総数 | 事業所数 | 484 | 474 | 441 | 406 | 463 |
| | 従業者数 | 3,800 | 4,441 | 4,556 | 4,407 | 5,186 |
| 1～4 人 | 事業所数 | 314 | 292 | 272 | 244 | 269 |
| | 従業者数 | 675 | 638 | 648 | 565 | 586 |
| 5～9 人 | 事業所数 | 100 | 90 | 79 | 73 | 102 |
| | 従業者数 | 2,380 | 3,242 | 3,603 | 452 | 662 |
| 10～29 人 | 事業所数 | 49 | 66 | 59 | 53 | 68 |
| | 従業者数 | 832 | 1,135 | 914 | 876 | 1,138 |
| 30 人以上 | 事業所数 | 21 | 26 | 31 | 36 | 42 |
| | 従業者数 | 1,635 | 2,084 | 2,481 | 2,514 | 3,072 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－６】商業（事業所数・従業者数と年間商品販売額）の推移

| | | 平成 9 年 | 平成 14 年 | 平成 16 年 | 平成 19 年 |
|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総 数 | 商店数 | 149 | 134 | 129 | 132 |
| | 従業者数 (人) | 773 | 646 | 891 | 869 |
| | 年間販売額 (万円) | 2,314,267 | 2,565,256 | 2,603,836 | 2,354,947 |
| 卸 売 業 | 商店数 | 29 | 25 | 32 | 38 |
| | 従業者数 (人) | 118 | 71 | 161 | 170 |
| | 年間販売額 (万円) | 358,551 | 269,746 | 329,159 | 271,989 |
| 小 売 業 | 商店数 | 120 | 109 | 97 | 94 |
| | 従業者数 (人) | 655 | 575 | 730 | 699 |
| | 年間販売額 (万円) | 1,955,716 | 2,295,510 | 2,274,677 | 2,082,958 |
| | 売場面積 (㎡) | 5,091 | 5,826 | 9,025 | 11,249 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－７】所有別森林面積と蓄積の推移

単位：㌦、 m^3

| | | 平成 14 年 | 平成 16 年 | 平成 18 年 | 平成 20 年 | 平成 22 年 |
|-----|----|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 総数 | 面積 | 4,397 | 4,397 | 4,407 | 4,405 | 4,385 |
| | 蓄積 | 898,787 | 909,614 | 950,799 | 994,895 | 1,006,824 |
| 国有林 | 面積 | 70 | 70 | 70 | - | - |
| | 蓄積 | 12,393 | 12,393 | 12,393 | - | - |
| 公有林 | 面積 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| | 蓄積 | 18,792 | 19,220 | 20,827 | 20,957 | 22,173 |
| 私有林 | 面積 | 4,219 | 4,218 | 4,230 | 4,298 | 4,276 |
| | 蓄積 | 867,602 | 877,939 | 917,579 | 973,938 | 984,651 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－８】経営耕地面積の推移

| 年度 | 農地面 積計(㌦) | 田 | | 畑 | | 樹園地 | |
|---------|--------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| | | 農家数 | 面積(㌦) | 農家数 | 面積(㌦) | 農家数 | 面積(㌦) |
| 平成 7 年 | 392 | 658 | 187 | 243 | 18 | 385 | 187 |
| 平成 12 年 | 357 | 576 | 163 | 272 | 28 | 275 | 166 |
| 平成 17 年 | 254 | 245 | 98 | 42 | 5 | 183 | 151 |
| 平成 22 年 | 259 | 227 | 96 | 53 | 7 | 148 | 148 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－９】茶園面積の推移

| | | 平成 14 年 | 平成 16 年 | 平成 18 年 | 平成 20 年 | 平成 22 年 |
|---------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 面積 (ヘクタール) | 総数 | 232.9 | 232.6 | 233.3 | 235.2 | 272.6 |
| | 成木園 | 229.8 | 229.1 | 227.6 | 230.1 | 252.7 |
| | 未成木園 | 2.8 | 2.1 | 3.7 | 3.7 | 3.8 |
| | 新植茶園 | 0.3 | 1.4 | 2.0 | 1.4 | 16.1 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１０】家庭ごみ収集量の推移

| | 処理人口(人) | 年間収集量(t) | | 一日平均収集量(t) | 一日一人当たりの排出量(g) |
|---------|---------|----------|-------|------------|----------------|
| 平成 15 年 | 10,327 | 可燃物 | 2,169 | 5.93 | 574 |
| | | 不燃物 | 686 | 1.87 | 181 |
| 平成 16 年 | 10,262 | 可燃物 | 1,941 | 5.32 | 518 |
| | | 不燃物 | 617 | 1.69 | 165 |
| 平成 17 年 | 10,209 | 可燃物 | 1,767 | 4.84 | 474 |
| | | 不燃物 | 672 | 1.84 | 180 |
| 平成 18 年 | 10,184 | 可燃物 | 1,820 | 4.99 | 490 |
| | | 不燃物 | 697 | 1.91 | 188 |
| 平成 19 年 | 10,262 | 可燃物 | 1,818 | 4.97 | 489 |
| | | 不燃物 | 818 | 2.23 | 219 |
| 平成 20 年 | 10,162 | 可燃物 | 1,753 | 4.80 | 472 |
| | | 不燃物 | 647 | 1.77 | 174 |
| 平成 21 年 | 10,029 | 可燃物 | 1,598 | 4.38 | 437 |
| | | 不燃物 | 656 | 1.80 | 179 |
| 平成 22 年 | 9,957 | 可燃物 | 1,594 | 4.37 | 439 |
| | | 不燃物 | 609 | 1.67 | 168 |
| 平成 23 年 | 9,903 | 可燃物 | 1,633 | 4.46 | 450 |
| | | 不燃物 | 634 | 1.73 | 175 |
| 平成 24 年 | 9,807 | 可燃物 | 1,630 | 4.47 | 456 |
| | | 不燃物 | 662 | 1.81 | 185 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１１】資源回収量（古紙類・古布）の推移

単位：kg

| | 新聞 | 雑誌 | 段ボール | 古布 | 合計 |
|---------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 平成 15 年 | 168,500 | 79,380 | 43,200 | 4,360 | 295,440 |
| 平成 16 年 | 215,290 | 115,480 | 73,680 | 7,060 | 411,510 |
| 平成 17 年 | 262,870 | 161,890 | 137,890 | 8,910 | 571,560 |
| 平成 18 年 | 280,930 | 176,590 | 148,770 | 7,900 | 614,190 |
| 平成 19 年 | 270,890 | 167,320 | 137,670 | 8,710 | 584,590 |
| 平成 20 年 | 257,572 | 177,590 | 127,370 | 8,337 | 570,869 |
| 平成 21 年 | 246,775 | 191,477 | 119,062 | 9,060 | 566,374 |
| 平成 22 年 | 250,530 | 175,100 | 122,330 | 13,650 | 561,610 |
| 平成 23 年 | 249,630 | 186,000 | 126,420 | 20,330 | 582,380 |
| 平成 24 年 | 245,290 | 191,170 | 112,070 | 23,230 | 571,760 |

資料：宇治田原町統計書

【資料４－１２】使用電力量等の推移

| 年度 | 電力量（千 kwh） | | |
|---------|------------|-------|--------|
| | 電灯 | 電力 | 電灯・電力計 |
| 平成 19 年 | 25,637 | 6,172 | 31,809 |
| 平成 20 年 | 25,806 | 5,782 | 31,588 |
| 平成 21 年 | 25,955 | 5,852 | 31,807 |
| 平成 22 年 | 27,796 | 5,939 | 33,735 |
| 平成 23 年 | 26,957 | 5,701 | 32,658 |
| 平成 24 年 | 26,686 | 5,268 | 31,954 |

（特定規模需要を除く） 資料：関西電力㈱

【資料４－１３】大気質調査結果の推移

| | 環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| NO2(ppm) | 0.04-0.06 以下 | 0.018 | 0.013 | 0.015 | 0.016 | 0.014 |
| CO(ppm) | 10 以下 | 0.2 | 0.4 | 0.1 | 0.3 | 0.3 |
| SO2(ppm) | 0.04 以下 | 0.004 | 0.003 | 0.003 | 0.002 | 0.004 |
| SPM(mg/m ³) | 0.10 以下 | 0.014 | 0.014 | 0.022 | 0.017 | 0.014 |

資料：建設・環境課

【資料4-14】河川水質調査結果の推移

(1)田原川 湯屋谷橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.8 | 1.5 | 0.8 | 0.9 | 1.0 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.7 | 7.5 | 7.7 | 7.3 | 7.3 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 3.0 | 1.0以下 | 1.0以下 | 1.0 | 1.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 10.0 | 1.0 | 9.1 | 12.0 | 11.0 |

(2)田原川 宇治田原工業団地放流先

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.5 | 2.3 | 0.9 | 1.5 | 1.0 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.4 | 7.3 | 7.7 | 7.4 | 7.4 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 2.5 | 1.0 | 1.0以下 | 2.0 | 2.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 9.5 | 10.0 | 9.3 | 12.0 | 11.0 |

(3)田原川 塩谷橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 2.0 | 3.0 | 1.7 | 3.7 | 2.9 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.7 | 7.8 | 7.8 | 7.5 | 7.5 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 3.5 | 2.5 | 2.0 | 3.0 | 2.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 9.5 | 11.0 | 10.1 | 11.0 | 11.0 |

(4)田原川 山下橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.9 | 1.0 | 0.8 | 1.5 | 1.6 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.6 | 7.6 | 7.4 | 7.5 | 7.2 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 21.0 | 1.0 | 1.0以下 | 3.0 | 1.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 10.0 | 11.0 | 10.8 | 11.0 | 10.0 |

(5)田原川 維中2号橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.6 | 1.9 | 0.9 | 1.2 | 1.4 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.9 | 7.9 | 7.6 | 7.6 | 7.8 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 6.0 | 4.5 | 1.0 | 1.0 | 2.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 11.0 | 11.0 | 10.3 | 9.0 | 11.0 |

(6)田原川 荒木橋

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 1.3 | 0.9 | 0.8 | 1.5 | 1.2 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.5 | 7.5 | 7.9 | 7.6 | 7.6 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 2.5 | 2.0 | 1.5 | 8.0 | 2.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 10.0 | 10.0 | 9.4 | 10.0 | 11.0 |

(7)田原川 浄水場上流

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 1.1 | 0.6 | 1.0 以下 | 1.3 | 1.0 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.1 | 7.2 | 7.2 | 7.0 | 7.2 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 7.0 | 1.5 | 3.5 | 9.0 | 3.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 10.0 | 11.0 | 9.9 | 10.0 | 11.0 |

(8)塩谷川 立川通学路線

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 3.9 | 3.5 | 2.7 | 20.0 | 11.0 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.8 | 7.9 | 8.1 | 7.3 | 7.3 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 6.0 | 5.0 | 5.0 | 14.0 | 6.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 10.0 | 12.0 |

(9)城土川 青木亭下流

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 2.7 | 1.8 | 0.6 | 2.2 | 0.9 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.4 | 7.3 | 7.7 | 7.3 | 7.5 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 3.0 | 1.0 以下 | 1.0 以下 | 3.0 | 1.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 9.5 | 10.0 | 10.8 | 11.0 | 10.0 |

(10)禅定寺川 富ノ門橋

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 1.0 | 0.8 | 0.6 以下 | 1.2 | 0.9 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.7 | 7.4 | 7.7 | 7.4 | 7.3 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 1.5 | 2.0 | 1.5 以下 | 2.0 | 1.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 11.0 | 11.0 | 10.0 | 11.0 | 10.0 |

(11)大導寺川 国道307号線 立川橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.1 | 1.1 | 0.9 | 0.7 | 1.2 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.8 | 7.6 | 7.6 | 7.4 | 7.4 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 7.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 11.0 | 11.0 | 10.4 | 11.0 | 10.0 |

(12)贅田谷川 村路宅裏

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 1.9 | 0.8 | 0.6以下 | 0.9 | 1.2 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 8.0 | 7.1 | 7.4 | 6.9 | 7.1 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 68.0 | 8.0 | 1.5 | 10.0 | 39.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 10.0 | 10.0 | 8.6 | 11.0 | 10.0 |

(13)犬打川 国道307号線 犬打橋

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 0.8 | 0.6 | 0.25以下 | 0.8 | 1.5 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 6.5 | 6.4 | 6.7 | 7.2 | 6.6 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 4.5 | 1.0以下 | 1.0以下 | 2.0 | 4.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 8.8 | 9.4 | 8.5 | 9.0 | 9.0 |

(14)門口川 蛭小橋下

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|--------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 0.9 | 0.6 | 0.25以下 | 1.3 | 0.8 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 6.8 | 6.7 | 7.0 | 7.0 | 6.9 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 1.0 | 1.0以下 | 1.0以下 | 20.0 | 0.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 10.0 | 11.0 | 10.0 | 11.0 | 10.0 |

(15)奥山田川 奥山田会館下

| | 生活環境基準 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| BOD(mg/L) | 2以下 | 0.8 | 1.1 | 0.6以下 | 0.5 | 0.9 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.8 | 7.8 | 8.0 | 7.6 | 7.4 |
| SS(mg/L) | 25以下 | 2.5 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 6.0 |
| DO(mg/L) | 7.5以上 | 11.0 | 12.0 | 10.2 | 12.0 | 11.0 |

(16)奥山田川 川尻橋

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 1.0 | 0.9 | 0.6 | 0.6 | 1.0 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 8.1 | 7.9 | 8.3 | 7.6 | 7.7 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 1.0 | 1.0 | 1.0 以下 | 2.0 | 1.0 以下 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 11.0 | 11.0 | 10.2 | 12.0 | 11.0 |

(17)里川 栢村橋

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 1.1 | 0.8 | 0.6 以下 | 0.6 | 1.1 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 8.1 | 8.1 | 7.7 | 7.8 | 7.7 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 13.0 | 1.0 以下 | 1.0 以下 | 1.0 | 7.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 11.0 | 12.0 | 8.9 | 13.0 | 11.0 |

(18)大福川 長尾橋

| | 生活環境基準 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| BOD(mg/L) | 2 以下 | 0.8 | 1.0 | 0.6 以下 | 0.6 | 1.1 |
| PH(ph) | 6.5~8.5 | 7.6 | 7.6 | 7.6 | 7.2 | 7.5 |
| SS(mg/L) | 25 以下 | 2.5 | 1.5 | 1.0 以下 | 2.0 | 7.0 |
| DO(mg/L) | 7.5 以上 | 11.0 | 11.0 | 10.3 | 13.0 | 11.0 |

資料：宇治田原町統計書

資料5 用語解説

数字・アルファベット

◆3R

「リデュース（ごみの発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再源化）」の頭文字を取ったもの。「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。「リフューズ」いらぬものを断る、「リペア」修理する、を分けて「4R」、「5R」という場合もあります。

◆BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のことで、水の汚れを示す指標として使われています。この数値が大きくなるほど、水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

◆CO(一酸化炭素)

無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車の排出ガスや火災、タバコなどが主な発生源である。

◆CO2(二酸化炭素)

温室効果ガスの代表で、地球温暖化の最大の原因物質。主に石油・石炭などの化石燃料の燃焼により発生し、常温常圧では無色、無臭の気体。水に溶けて炭酸となり弱い酸性を示します。

◆DO(溶存酸素量)

水に溶け込んでいる酸素の量をいい、この値が小さいほど有機汚濁が進んでいることを意味する。

◆EV(電気自動車)

電気エネルギーで走る自動車のこと。走行中に排気ガスを出さず、CO2 排出量や騒音も少ない。

◆KES

環境マネジメントシステムの規格の一つ。ISO と同じく認証制度を取っており、京都府の事業者を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。宇治田原町でも平成 17 年度に認証取得し、環境保全の取り組みを進めています。

◆LED

Light Emitting Diode の略で、日本語では発光ダイオードと訳されます。電圧をかけた際に発光する半導体素子のことで、電球や蛍光などに比べて消費電力が少なく、長寿命であることが特徴です。

◆NO2(二酸化窒素)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、代表的な大気汚染物質。主に石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨や光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質でもある。

◆pH（水素イオン濃度指数）

水質の酸性またはアルカリ性の程度を示す単位のこと、pH 試験紙や pH 計などで簡易に測定できます。0 から 14 までの値をとり、7 を中性とし、それより大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性としています。

◆PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の超微粒子のこと、大気汚染の原因物質の一つです。工場のばい煙や自動車の排ガスなどから発生するほか、土壌や火山の噴煙など自然に由来するものもあり、喫煙でも発生します。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

◆SO₂（二酸化硫黄）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる気体。主要な大気汚染物質のひとつであり、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、酸性雨の原因物質でもある。

◆SPM（浮遊粒子状物質）

大気中に浮遊する粒径が 10 マイクロメートル以下の物質のこと、ディーゼル車の排ガス、工場のばい煙、道路の粉塵等が主な原因とされています。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こす原因とされています。浮遊粒子状物質のなかで、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質 (PM2.5) と呼んでいます。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

◆SS（浮遊物質）

水中に浮遊する直径 2 mm 以下の粒子状物質のこと、この物質が多いほど水の透明度が下がり、BOD とともに河川の汚濁の判断基準とされています。魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用があります。

ア行

◆アイドリングストップ

大気汚染防止や地球温暖化防止を目的として、駐停車時や信号待ちの間に、自動車のエンジンを止めること。

◆ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

◆エコカー

エコカーとは「エコロジーカー」の略です。いわゆる環境に優しい車で、低燃費で走ることができる車や、ガソリンのかわりに電気など他の燃料を使う車のことです。

◆エコクッキング

環境のことを考えて「買い物」や「料理」、「片付け」をする調理方法のこと。例えば、米のとぎ汁を植木の肥料として利用、鍋からはみ出さないようにコンロの火加減を調整、普段捨てている食材で調理すること。

◆エコ推進員

一般廃棄物の減量のための町の施策への協力等の活動を行っており、地域の「ごみの減量・再資源化を推進するリーダー」として、町が委嘱しています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物減量等推進員として位置付けられています。

◆エコドライブ

環境に配慮した自動車の運転方法のこと。アイドリングをしない、急ハンドルを切らない、スムーズに加速・減速するなど、注意深い運転を行うことで、燃料消費を節約でき、二酸化炭素の排出を低減できる。

◆エコパートナーシップうじたわら

住民・事業者・行政が、参加・協働（パートナーシップ）により、環境にやさしい行動指針となる「宇治田原町環境保全計画」を推進していくため、平成16年11月29日に設立された組織。自然環境体験ハイキングやエコクッキング、環境美化運動の開催、会報誌の発行など様々な活動を通じて、環境保全活動の推進をしています。

◆温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放出して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがあります。

力行

◆外来生物

もともと日本にいなかった動植物種で、人間の活動により外国から入ってきた生物のこと。外来生物が他の種の捕食や生息場所を奪うことで在来種を圧迫し、生態系をかく乱することもみられます。

◆合併浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より処理能力は高く、河川水質へ与える影響は小さい。

◆環境基準

環境基本法により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に関して、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。

◆環境保全協定

地方公共団体や住民が企業との間で交わす公害防止や環境保全に関する約束。法律の規制にとらわれず、地域の実情に応じた公害防止の目標値や、具体的な公害対策などを定めるもので、公害防止対策の手段として広く利用されています。

◆環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える悪影響を少なくするため、環境に関する方針を自ら設定し、その実現に向けて行う計画・実行・評価の一連の手続きのこと。代表的なものに ISO14001 や環境省が策定したエコアクション 21 があります。

◆間伐

植林してある程度育った後、主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で伐採すること。間伐で出された木材を間伐材とよび、その有効利用が求められています。

◆京都議定書

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。日本では温室効果ガスの排出を1990年比で、6%削減することを義務付けています。

◆グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。平成13年4月からはグリーン購入法が施行され、国等の公的機関には環境負荷の低い製品・サービスを調達することが義務づけられ、地方公共団体にも努力義務が課せられている。

◆クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度に設定し、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

◆高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。これらを利用することで、省エネや地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素を減らすことができ、地球環境保全への貢献に役立ちます。代表的なものには二酸化炭素冷媒ヒートポンプ（通称エコキュート）、潜熱回収型給湯器（通称エコジョーズ）、ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）などがあります。

◆コンポスト

家庭から排出される生ごみや下水及び浄化槽汚泥、家畜の糞尿などの有機物を微生物の働きによって分解させ、たい肥化したもの。

サ行

◆再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。例として、太陽光、風力、地熱、バイオマス等があります。

◆里山

人里近くの雑木林を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や柴を切り、炭を焼き、落ち葉を集めて肥料にしたりしてきたが、現在は、生活様式が変わり、里山に入らなくなったため、適切な維持管理が困難となっている。近年、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっています。

◆循環型社会

資源や物をできるだけ社会の中で循環（再使用、再生利用）させ、新たな資源の利用や廃棄物の発生を最小限にとどめた、環境負荷の少ない持続可能な社会のこと。

◆水源涵養

森林が有している機能の一つで、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するなどはたらきがあります。これにより、洪水の防止や渇水の緩和などの効果があり、水質の浄化にもつながっています。

◆生物多様性

生物多様性とは、生態系・生物群系または地球全体に多様な生物が存在していることを指す。生きものの多様さとともに、その生息環境の多様さをも表す言葉として、生物多様性が使われるようになってきています。日本国内でも平成20年6月に生物多様性基本法が公布・施行され、生物の多様性を将来にわたり確保するための国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確に定め、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

夕行

◆太陽光発電システム

太陽の光エネルギーをシリコンなどの半導体により、直接電気エネルギーに変換するもので、発電時に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとされています。

◆地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。二酸化炭素排出の最大の要因はエネルギー消費に伴うものであり、地球温暖化の防止に当たっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要です。

◆地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体自らの事務事業から排出した温室効果ガスの削減と抑制等に関して行う行動計画のこと。

◆地球温暖化対策の推進に関する法律

温対法と略す。地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

◆地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化防止の取り組みを進めるため、都道府県知事から委嘱された者。

◆地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費する取り組みのこと。食料自給率の向上に加え、輸送距離の短縮による環境負荷の軽減、安心できる産物の提供、地域の個性の増進、観光や産業の活性化といった効果が期待されています。

◆低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられます。

◆トレーサビリティ（生産履歴記帳）

消費者が、安全・安心な農産物の提供を受けていることを確認できるように、個々の農産物の生産地、生産者、農薬と肥料の使用状況などの情報を記録し、消費者に提供するものであり、JAグループなどが全国的に進めている。生産履歴を確認する仕組みは、トレーサビリティシステムとも呼ばれています。

ナ行

◆認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する制度。

◆ノーマイカーデー

通勤や通学等の自家用車による交通渋滞や大気汚染を改善するため、特定の曜日など決められた日に自動車に乗らないようにする運動のこと。

ハ行

◆バイオディーゼル燃料

植物性油などの再生可能な資源から作られる軽油の代替燃料の総称。軽油と同様にディーゼルエンジンに使用することができる。CO₂削減の手段として注目されている。宇治田原町でもゴミ収集車に活用しています。

◆バイオマス

もともとは生物体量のこと。今日では一般的に「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のこと。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなどがある。

◆廃食油

てんぷら油など食用油の使用後のものや、賞味期限の切れたものを廃食油という。

◆ハイブリッド車

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせることで走行する自動車のこと。それぞれの利点を組み合わせることで駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。ハイブリッドとは、英語で「2種類以上のものが混ざりあったもの」という意味です。

◆ヒートアイランド現象

都市部において、人工物の増加、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などの影響により、気温がまわりの地域に比べて高くなる現象。

◆フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。

マ行

◆マイバック

消費者が買い物の際に持参する買い物袋などのこと。エコバッグとも呼ばれる。レジ袋を辞退することにより、ごみの減量や原料となる石油資源の消費抑制につながることから、身近な環境活動の象徴的な運動として定着している。

◆マイボトル

ペットボトルや紙コップなどの飲料容器を削減するため、外出時に水筒や飲料ボトル（マイボトル）等を携帯する運動のこと。

◆マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際に、廃棄物の収集・運搬、処分の流れを事業者自らが把握し、不法投棄の防止などの適正な処理を確保するための制度。産業廃棄物を処理業者に委託する事業者には義務付けられている。マニフェストは「産業廃棄物管理票」のこと。

◆緑のカーテン

主にゴーヤやアサガオ等のつる性植物のつるをロープ等に沿わせて作る天然のカーテンのこと。壁面や窓からの日射の遮断や、葉の蒸散作用によって室温を抑制する効果があり、冷房費の削減効果もあります。

◆木質バイオマス

木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源のこと。間伐材や建築廃材などを砕いた木くずや、小さく固めたペレットを燃やし、熱や蒸気を利用する。燃焼することで二酸化炭素が発生するが、成長する樹木に吸収されるため、CO₂の排出が抑制され、地球温暖化防止に効果があるとされている。

◆モデルフォレスト

森林所有者、地域住民、企業と行政等が連携しながら、持続可能な地域づくりの実践活動として行う森林保全などの活動のこと。1992年に開催された地球サミットの際にカナダが提唱したことで活動が広がっています。京都でも、京都モデルフォレスト協会が、府民みんなで進める京都の森林づくり「京都モデルフォレスト運動」として、森林整備、木材の活用、森林生態系調査などの活動を推進しており、宇治田原町内の森林でもモデルフォレストの取組が行われています。

ヤ行

◆野外焼却

廃棄物等を野外で焼却することをいいます。廃棄物処理法では一部例外を除き、廃棄物の焼却を禁止している。

◆有害鳥獣

法令による定義はないが、一般的に人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものをいう。鳥獣本来の食性により、人、家畜、農作物、樹木などを食害するものがほとんどである。

ラ行

◆リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。「再資源化」や「再生利用」ともいわれる。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）もそのひとつである。

◆リデュース

ごみを出さないことで、「ごみの発生抑制」ともいわれる。事業者では生産工程で出るごみを減らしたり、使い捨て製品の製造・販売等の自粛などがある。消費者としては、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等のライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

◆リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、使用済み機器等をそのまま、もしくは修理等を施したうえで再び別の使用者が利用する「製品リユース」や、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などが有名である。

◆レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。危機を意味する赤い表紙からその名がある。宇治田原町でも平成18年3月に「宇治田原町環境生物研究会」の協力・監修のもと「宇治田原町の野生生物」としてレッドデータブックを作成した。



宇治田原町第2期環境保全計画

発行／平成26年3月

編集／宇治田原町 建設・環境課

〒610-0289

京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10

TEL 0774-88-6639 (直通)

FAX 0774-88-3231

<http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>